

デロイトトーマツサイバーセキュリティ先端研究所
ニュースレター Vol.4

約10年ぶりの改正：
新しい個人情報保護法とその影響 前編



新しい個人情報保護法とその影響

個人情報保護法※1が、2015年9月、約10年ぶりに改正され、今後2年以内の施行が見込まれています。今回の改正では、主に「個人情報の定義の明確化」「ビッグデータの利活用促進」「トレーサビリティの確保と個人情報データベース等提供罪の新設」「国境を越えた適用、越境データに関する規制」の規定が注目されています。本ニュースレターでは、これらのうち企業にかかわる部分を中心に2回に分けてポイントを概説します。まず前編では、「個人情報の定義の明確化」と「ビッグデータの利活用促進」について紹介します。

個人情報の定義の明確化

現行法が制定された際、個人情報は次のように定義されました

「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」（第2条）

その後、ITの急激な発展などにより、以前は取扱いが難しかった種類の情報が比較的容易に取得、利用できるようになり、下線部分に含まれる情報に関し度々議論が生じるようになりました。そのような情報には、例えば指紋データや顔認識データ、遺伝子データ、移動履歴、購買履歴といったものが含まれるとされ、従来広く明確に認識されていた個人情報と対比して「グレーゾーン」などと呼ばれるようになりました。

このような状況を踏まえて、改正法では、保護の対象をより明確にするため、「個人識別符号」を導入し、身体の一部の特徴を変換した符号、又はサービスの利用・商品の購入若しくは書類に付される符号も個人情報とすることを明らかにしました。具体的には、指紋データや顔認識データ、旅券番号、免許証番号等がこの種類の個人情報に該当するとされています。

| 新しい個人情報保護法での個人情報（青字部分が条文に新たに追記された事項） | |
|---|---|
| 生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの | <input checked="" type="checkbox"/> 氏名、住所、生年月日 |
| | <input checked="" type="checkbox"/> 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち政令で定めるものが含まれるもの |
| | 1 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機のために変換した符号：指紋データ、顔認識データ |
| | 2 対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入または書類に付される符号：旅券番号、免許証番号 |
| | 等 |
| 他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの | <input checked="" type="checkbox"/> 個人情報と紐づく移動履歴 |
| | <input checked="" type="checkbox"/> 個人情報と紐づく購買履歴 |
| | 等 |

図表1 改正後の個人情報の定義
(パーソナルデータに関する検討会第13回資料1「個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律案(仮称)の骨子(案)」をもとに作成)

また、移動履歴や購買履歴などについても、「他の情報と容易に照合できることで特定の個人を識別できる」場合、やはり個人情報として取扱うことと考えられています。

個人識別符号としてどのようなものがあるか、詳細は今後定められる政令等において明確になるとされています。企業においては、それら政令等を踏まえ、自社内における個人情報を従来よりも広い視野で今一度洗い出すことが求められます。

※1 個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)

ビッグデータの利活用促進

インターネット、スマートフォンを含む移動体端末、各種センサーデバイス等の普及により、個人にかかわるデータをもとにしたビッグデータビジネスの創出が期待されています。そのようなデータには、前述の移動履歴

や購買履歴の他、Web閲覧履歴、SNSのアクティビティログ、治験データ等さまざまなものが挙げられます。個人情報の利用は、現行法では、本人全てから同意を得たうえでその際の利用目的の範囲内で行われる必要があります。しかし、ビッグデータで取扱われるような膨大な数の個人情報については、本人から同意を得るのはコストと時間の観点で事業者にとって困難なことであり、ビジネス上の大きな制約になっていました。このような状況への対応が検討される中、「個人情報」に該当しないようデータを加工して「匿名化」することで、本人のプライバシーが保護されたうえで利活用が可能になるとされ、改正後の個人情報保護法では、そのように加工された情報を「匿名加工情報」として導入することになりました。

匿名加工情報とするための加工の方法については、個人情報保護委員会※2が定める委員会規則等で規定される予定で、個人情報取扱事業者はそれにしたがって加工を行なう必要があります。その詳細は委員会規則等が策定されるのを待たなければなりません。データの匿名化を行なう方法としては、これまで一般的に次のものが知られています。

| | |
|----------------|---|
| 一般化 | 属性の値を上位の値や概念に置き換えること |
| トップ(ボトム)コーディング | 特に大きい、もしくは小さい属性をまとめること |
| 属性削除 | 直接個人を識別可能な属性(氏名等)を削除すること |
| 仮名化 | 直接個人を識別可能な属性又はその組み合わせ(氏名・生年月日)を符号や番号等に置き換えること |
| ノイズの付加 | 数値属性に対して、確率的に乱数的なノイズを加えること |
| レコード削除 | 特に大きい等、特殊な属性(値)を持つレコードを削除すること |
| セル削除 | センシティブな属性等、分析に用いるべきでない属性を削除すること |

図表2 一般的な匿名化の方法の例
(パーソナルデータに関する検討会 第1回技術検討ワーキンググループ 資料2-3「匿名化技術の現状について」をもとに作成)

加工に関する委員会規則等への準拠の他にも、匿名加工情報を作成する際、及び匿名加工情報を提供する際には次の義務が課せられます。さらには、匿名加工情報を受け取った者についても、提供する者と同様の義務が発生するとされています。

| | |
|------------------|--|
| 匿名加工情報の作成に伴う主な義務 | 加工の方法等、データの復元につながる情報漏えい防止のための安全管理措置の導入 |
| | 作成した匿名加工情報に含まれる項目の公表 |
| | 再識別の禁止 |
| | 匿名加工情報に関する苦情処理 |
| 匿名加工情報の提供に伴う主な義務 | 匿名加工情報に含まれる項目及び提供方法の公表 |
| | 第三者に提供する情報が匿名加工情報である旨の明示 |

図表3 匿名加工情報の取扱いに伴う主な義務

匿名加工情報を取り扱う企業においては、今後規定される委員会規則等を含め、定められた義務に対応するための適切なルールの整備とその確実な運用が求められます。

※2 改正個人情報保護法に規定された、個人情報の保護に関する独立した監督機関。

今回は、「トレーサビリティの確保と個人情報データベース等提供罪の新設」及び「国境を越えた適用、越境データに関する規制」について概説します。

執筆者のプロフィール



デロイト トーマツ サイバーセキュリティ先端研究所
主任研究員 **大場 敏行**

国内大手製造業等に対して、欧米のデータ保護法制の動向や個人データの地域移転に関するコンサルティング業務に従事。マイナー法導入にあたり、地方自治体向けに特定個人情報保護評価支援を提供。

公認情報システム監査人(CISA)、情報セキュリティスペシャリスト

国内ネットワーク

有限責任監査法人トーマツ

東京 〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-1 新東京ビル Tel:03-6213-1112
大阪 〒541-0042 大阪府大阪市中央区今橋4-1-1 淀屋橋三井ビルディング Tel:06-4560-6021
名古屋 〒450-8530 愛知県名古屋市中村区名駅3-13-5 名古屋ダイヤビルディング3号館 Tel:052-565-5517
福岡 〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神1-4-2 エルガーラ Tel:092-751-1517

デロイト トーマツ リスクサービス株式会社

本社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-1 新東京ビル Tel:03-6213-1300

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人およびDT弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約40都市に約8,700名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約225,000名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTLおよびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。